省　令

○農林水産省令第六号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、牛乳乳製品統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年一月二十八日

農林水産大臣　金子原二郎

牛乳乳製品統計調査規則の一部を改正する省令

牛乳乳製品統計調査規則（昭和四十六年農林省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（調査事項） **第八条**　基礎調査は、次に掲げる事項について行う。 一～五　（略） 六　乳製品（第三条第六項の農林水産大臣が定めるものを除く。）の種類別生産量、在庫量及び使用量 2　月別調査は、次に掲げる事項について行う。 一～四　（略） 五　乳製品（第三条第六項の農林水産大臣が定めるものを除く。）の種類別生産量、在庫量及び使用量 3・4　（略） （全国結果表等の作成及び公表） **第十五条**　農林水産大臣は、前条第一項の規定により送付された内容に基づき、都道府県別の集計を行うとともに、その結果に基づき、基礎調査全国結果表を作成し、この一部を基礎調査に係る調査期日の属する年（以下「調査年」という。）の翌年の三月末日までに公表する。 2　農林水産大臣は、前条第二項及び第四項の規定により送付された月別調査に係る都道府県別の集計結果に基づき、月別全国結果表及び年間全国結果表を作成し、月別全国結果表にあつては月別調査に係る調査期日の属する月の翌月の末日までに、年間全国結果表にあつては調査年の翌年の三月末日までに公表する。 3　（略） 4　（略）	（調査事項） **第八条**　基礎調査は、次に掲げる事項について行う。 一～五　（略） 六　乳製品（第三条第六項の農林水産大臣が定めるものを除く。）の種類別生産量及び在庫量 2　月別調査は、次に掲げる事項について行う。 一～四　（略） 五　乳製品（第三条第六項の農林水産大臣が定めるものを除く。）の種類別生産量及び在庫量 3・4　（略） （全国結果表等の作成及び公表） **第十五条**　農林水産大臣は、前条第一項の規定により送付された内容に基づき、都道府県別の集計を行うとともに、その結果に基づき、基礎調査全国結果表を作成し、この一部を基礎調査に係る調査期日の属する年（以下「調査年」という。）の翌年の三月二十日までに公表する。 2　農林水産大臣は、前条第二項及び第四項の規定により送付された月別調査に係る都道府県別の集計結果に基づき、月別全国結果表及び年間全国結果表を作成し、月別全国結果表にあつては月別調査に係る調査期日の属する月の翌月の末日までに、年間全国結果表にあつては調査年の翌年の三月末日までに公表する。 3　（略） 4　（略）

附　則

この省令は、令和四年二月一日から施行する。

○防衛省令第一号

防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十七条の六第一項及び第二十七条の七第一項の規定に基づき、若年定年退職者給付金に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年一月二十八日

防衛大臣　岸　信夫

若年定年退職者給付金に関する省令の一部を改正する省令

若年定年退職者給付金に関する省令（平成二十一年防衛省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（所得の届出等） **第七条**　［略］ 2　法第二十七条の六第一項に規定する防衛省令で定める書類は、退職した日の属する年の翌年における所得に関する次に掲げる書類とし、前項に規定する所得届出書に添付して提出するものとする。 一　次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ及びロに定める書類 イ　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十七条第一項に規定する事業所得がある場合　同法第百二十条第一項に規定する申告書の控え ロ　所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得がある場合　同法第二百二十六条第一項に規定する源泉徴収票 二　所得の額（所得税法第二十七条第二項に規定する事業所得の金額及び同法第二十八条第二項に規定する給与所得の金額	（所得の届出等） **第七条**　［同上］ 2　法第二十七条の六第一項に規定する防衛省令で定める書類は、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十六条第一項に規定する源泉徴収票又は同法第百二十条第一項に規定する申告書の控えその他退職した日の属する年の翌年における法第二十七条の四第四項に規定する事業所得の金額及び給与所得の金額を証する書類並びに就業期間を証明する書類とし、前項に規定する所得届出書に添付して提出するものとする。